

令和3年度

## 川口市制度融資のご案内

### 【ご利用できる方】

1. 下表に定めるとおりの中小企業者、小規模事業者です。資本金又は従業員数のいずれかが該当していること。  
なお、医業を営む個人の方は、従業員100人以下となります。

業種	中小企業者		小規模事業者
	資本金	従業員数	従業員数
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	
卸売業	1億円以下	100人以下	
製造業 (建設・運送・鉱業を含む)	3億円以下	300人以下	20人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下	20人以下

2. 1年以上市内に住所および事業所を有する方。  
注①
3. 1年以上引き続き市内において同一の事業を行っている方。  
注②
4. 保証協会の保証の対象となる業種に属する事業を営んでいる方。
5. 営業許可、登録等を必要とする事業の場合、その許認可を受けている方。
6. 市税を完納している方。

注① 産業立地促進資金については、「1年以上市内に住所および」が、「3年以上同一の場所に」となっております。

注② 産業立地促進資金については、「1年以上引き続き市内において」が、「3年以上引き続き」となっております。

川口市制度融資のお申し込み・お問い合わせは

川口市経済部 経済支援課 経営支援係へ

TEL 258-1110 (代表)

一般財団法人 川口中小企業共済協会

〒332-0012

川口市本町4丁目1番8号

川口センタービル4階

TEL 227-6751

FAX 227-6752

一般財団法人 川口中小企業共済協会

主な川口市の制度融資

	制度融資名	用途	対象者	融資条件					申込場所	取扱金融機関	
				融資限度額	貸付期間	利率	連帯保証人	担保			信用保証
	1. 小規模事業者資金	運転資金 設備資金	小規模事業者	2,000万円	・運転資金10年以内 (うち据置期間1年以内) ・設備資金12年以内 (うち据置期間1年以内)	年0.8% (利子助成有)	個人－原則不要 法人－原則代表者	必要に応じて 付する (原則として 無担保)	必要	川口市 経済部 経営支援課 TEL 258-1110 (代表)  受付・ 相談時間 午前8:30 ～12:00  午後1:00 ～5:15	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 埼玉りそな銀行</li> <li>○ 武蔵野銀行</li> <li>○ 川口信用金庫</li> <li>○ 青木信用金庫</li> <li>○ 三菱UFJ銀行</li> <li>○ 三井住友銀行</li> <li>○ 群馬銀行</li> <li>○ 足利銀行</li> <li>○ 八十二銀行</li> <li>○ 大光銀行</li> <li>○ 東京スター銀行</li> <li>○ 東和銀行</li> <li>○ 八千代銀行</li> <li>○ 城北信用金庫</li> <li>○ 東京信用金庫</li> <li>○ 瀧野川信用金庫</li> <li>○ 巢鴨信用金庫</li> <li>○ 埼玉縣信用金庫</li> <li>○ 商工組合中央金庫</li> </ul> <p>(○は共済協会保証 取扱可能金融機関)</p>
※	2. 中小企業運転資金	運転資金	中小企業者	8,000万円	10年以内 (うち据置期間1年以内)	年1.0% (利子助成無)	個人－原則不要 法人－原則代表者	必要に応じて 付する	原則として必要		
※	3. 中小企業設備資金	設備資金	中小企業者 中小企業組合 商店街振興組合	1億円	12年以内 (うち据置期間1年以内)	年1.1% (利子助成有)	個人－原則不要 法人－原則代表者	必要に応じて 付する	原則として必要		
※	4. 中小企業技術高度化 設備資金	設備資金 (規則で定める先端技 術機器等の導入)	中小企業者 中小企業組合	1億円	12年以内 (うち据置期間1年以内)	年0.8% (利子助成無)	個人－原則不要 法人－原則代表者	必要に応じて 付する	原則として必要		
※	5. 中小企業経営環境 リフレッシュ資金	設備資金 (事業所等の美化の 推進、作業環境の改 善等)	中小企業者 中小企業組合	1億円	12年以内 (うち据置期間1年以内)	年0.8% (利子助成有)	個人－原則不要 法人－原則代表者	必要に応じて 付する	原則として必要		
	6. 中小企業創業支援資金	運転資金 設備資金	創業者又は 創業者となる 中小企業者	2,000万円	・運転資金10年以内 ・設備資金10年以内 (いずれも、うち据置期間1 年以内)	年1.0% (利子助成無)	個人－不要 法人－代表者	不要	原則として必要		
※	7. 産業立地促進資金	土地・建物 及び 設備の取得	別記・注	2億8,000万円	20年以内 (うち据置期間2年以内)	年1.1% (利子助成無)	個人－原則不要 法人－原則代表者	原則として 付する	必要に応じて 付する		
※	8. 地域貢献事業者資金	運転資金 設備資金	地域社会への貢献 活動を行う事業者 として市長の認定 を受けている中小 企業者	運転8,000万円 設備1億円	・運転資金10年以内 ・設備資金12年以内 (いずれも、うち据置期間1 年以内)	年0.8% (利子助成無)	個人－原則不要 法人－原則代表者	必要に応じて 付する	原則として必要		
※	9. 中小企業短期資金	運転資金	認定組合の 組合員	500万円	12月以内 (うち据置期間3月以内)	年0.9% (利子助成無)	個人－原則不要 法人－原則代表者	原則として不要	原則として必要		

※・・・(一財)川口中小企業共済協会の保証可能な制度融資です。但し9. 中小企業短期資金以外は担保が必要です。(取扱金融機関の担保を利用できます。)

注・・・製造業を営んでいる事業者であって、この融資を受けた日から2年以内に市内において事業を開始する具体的計画のある中小企業者です。